第8章　歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法または景観法などの他法令や条例に基づいて指定などされている建造物は、それら個別法令などに基づいて適正に維持管理を行います。その他の建造物については、その価値や特性に基づき、適正に維持・管理を行います。

維持・管理は、所有者等が行うことを基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等の規定を活用し、適切に行います。

維持・管理を行う上で、修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行い、往時の姿への復原を基本とします。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物については、積極的な公開活用を図ります。公開にあたっては、外部から望見できるような措置を講じるとともに、可能な限り内部の公開に努めます。なお、内部の公開は、所有者に支障を与えないよう配慮するとともに、十分な協議を行った上で実施します。

民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施します。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

（1）県・市指定文化財

山口県文化財保護条例及び岩国市文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、それぞれの条例に基づく現状変更等の許可制度により保存を図ります。

これらの建造物の修理は、外観及び内部を対象とし、歴史資料、古写真、痕跡などの各種調査に基づく復原を基本とします。なお、文化財の保存活用のために必要な防災上の措置を講ずる場合には、文化財の価値に支障を与えない範囲で行います。

（2）登録有形文化財（建造物）

登録有形文化財である建造物は、外観を主対象とし、文化財保護法に基づき、現状変更等の届出及び勧告、指導、助言を行います。

これらの建造物の修理は、外観を主対象とし、現状の維持又は各種調査に基づく復原を基本とします。建造物の内部についても必要に応じて、所有者や管理者等と協議の上、保存に努めます。

（3）重要文化的景観における重要な構成要素

重要文化的景観における重要な構成要素である建造物は、外観を主対象とし、文化財保護法や景観法に基づき、現状変更等の届出及び勧告、指導、助言を行います。

これらの建造物の修理は、外観を主対象とし、現状の維持又は各種調査に基づく復原を基本とします。建造物の内部についても必要に応じて、所有者や管理者等と協議の上、保存に努めます。

（4）景観重要建造物

岩国市景観条例により指定した景観重要建造物は、景観法に基づき、外観を主対象とした維持及び保存を基本とし、景観法に基づく現状変更などの許可制度による維持管理を行います。

これらの建造物の修理は、外観を主対象とし、各種調査に基づき行うことを基本とします。また、建造物の内部についても、建造物の価値を構成する要素となるものは、所有者と協議の上、保存に努めるものとします。

（5）歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要なものとして市長が認めるもの

指定等文化財でない建造物は、必要に応じて指定文化財や登録有形文化財、景観重要建造物等として、指定又は登録に努めます。

これらの建造物の修理は、外観を主対象とし、現状の維持又は各種調査に基づく復原を基本とします。建造物の内部についても必要に応じて、所有者や管理者等と協議の上、保存に努めます。

3. 届出が不要の行為

下記①～⑤の行為は、各法律・条例の規定に基づいて対応がなされるため、歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第３条第1号に基づく届出は不要とします。

①山口県文化財保護条例の規定に基づく山口県指定文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合

②岩国市文化財保護条例の規定に基づく岩国市指定文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合

③文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

④文化財保護法第134 条第1項の規定に基づく重要文化的景観について、同法第139 条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合

⑤景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合